

# 奈良市公報

第170号

令和8年6月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規則

月	日	番号	件名	主管
5	20	34	奈良市公報号外第29号に掲載	産業政策課

### 告示

月	日	番号	件名	主管
5	18	279	奈良市公報号外第29号に掲載	観光戦略課
5	18	280	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	18	281	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	19	282	放置自転車等の保管	環境政策課
5	19	283	放置自転車等の処分	環境政策課
5	19	284	奈良市国民健康保険料の配当計算書等の公示送達	国保年金課
5	19	285	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
5	19	286	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
5	19	287	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
5	19	288	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	20	289	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	20	290	令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知の公示送達	資産税課
5	20	291	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	20	292	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	20	293	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	22	294	住民票の職権消除	市民課
5	26	295	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
5	26	296	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護課
5	26	297	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	保護課
5	26	298	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
5	28	299	放置自転車等の保管	環境政策課
5	28	300	放置自転車等の処分	環境政策課
5	29	301	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

5	29	302	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	29	303	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	29	304	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	29	305	道路の位置指定	建築指導課
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件 名	主 管
5	20	15	奈良市公報号外第29号に掲載	企業総務課
<b>災 害 対 策 本 部</b>				
月	日	番号	件 名	主 管
5	28	1	奈良市公報号外第29号に掲載	危機管理課

告

示

奈良市告示第280号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達が出来ないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき書類  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

奈良市告示第281号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達が出来ないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき書類  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

奈良市告示第282号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年5月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年5月12日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第283号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和8年5月19日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和8年6月2日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年9月4日、同月11日、同月18日及び同月24日

奈良市告示第284号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1記載の者に対し、2記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- |                |           |    |
|----------------|-----------|----|
| (1) 令和8年4月 6日付 | 配当計算書（謄本） | 1部 |
| (2) 令和8年4月13日付 | 充当通知明細書   | 1部 |

奈良市告示第285号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1記載の者に対し、2記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- |                |           |    |
|----------------|-----------|----|
| (1) 令和8年4月 2日付 | 差押調書（謄本）  | 1部 |
| (2) 令和8年4月13日付 | 配当計算書（謄本） | 1部 |
| (3) 令和8年4月20日付 | 充当通知明細書   | 1部 |

奈良市告示第286号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1記載の者に対し、2記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- |                |           |    |
|----------------|-----------|----|
| (1) 令和8年4月 2日付 | 差押調書（謄本）  | 1部 |
| (2) 令和8年4月13日付 | 配当計算書（謄本） | 1部 |
| (3) 令和8年4月20日付 | 充当通知明細書   | 1部 |

奈良市告示第287号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1記載の者に対し、2記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- |                |           |    |
|----------------|-----------|----|
| (1) 令和8年4月28日付 | 差押調書（謄本）  | 1部 |
| (2) 令和8年5月11日付 | 配当計算書（謄本） | 1部 |
| (3) 令和8年5月18日付 | 充当通知明細書   | 1部 |

奈良市告示第 288 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年5月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和8年1月28日 奈良市指令整開 第25A-33号

令和8年4月 2日 奈良市指令整開 第25A-33-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年5月19日 第1979号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘五丁目937番79

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府木津川市兜台六丁目6番地4

積水ハウス株式会社 奈良支店 支店長 久賀谷 哲

奈良市告示第289号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

奈良市告示第290号

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

令和8年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達すべき文書の名称  
令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達すべき文書の発送年月日  
令和8年4月8日
- 3 送達を受けるべき者  
省略

奈良市告示第291号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月20日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第292号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

奈良市告示第293号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年5月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

奈良市告示294号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 8年 5月22日

奈良市長 仲川 元庸

記

事件本人

省略

奈良市告示第 295 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人 福原眼科	奈良県奈良市鶴舞東町 2 番 13 号	令和 8 年 3 月 14 日
西村クリニック	奈良県奈良市四条大路一丁目 1 - 30 東亜シティプラザ 2 F	令和 8 年 3 月 31 日
廣瀬メンタルクリニック	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目 1 番 135 号	令和 8 年 3 月 31 日
西川歯科医院	奈良県奈良市宝来一丁目 8 番 1 号	令和 8 年 3 月 31 日

奈良市告示第 296 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 26 日

奈良市長 仲川 元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	ハッピーケア奈良	奈良県奈良市大宮町六丁目 6 番地の 1 アルファコート 204 号室	令和 8 年 4 月 1 日
新	ハッピーケア奈良	奈良県奈良市鶴舞西町 2-19 ウェルアップⅡ 203 号室	

奈良市告示第 297 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
富雄すずき歯科	奈良県奈良市鳥見町一丁目 9-6	令和 8 年 3 月 31 日

奈良市告示第 298 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
みぞた総合診療クリニック	奈良県奈良市押熊町 436-1	令和 8 年 5 月 1 日
廣瀬メンタルクリニック	奈良県奈良市西大寺南町 14 番 30-107 号	令和 8 年 4 月 1 日
ヨシダ歯科	奈良県奈良市宝来一丁目 8 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション MIYAB	奈良県奈良市芝辻町 508 リバーサホ萬 302 号室	令和 8 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションつばき	奈良県奈良市東九条町 292 番地の 1 ユニティ奈良 2 番館 1 階	令和 8 年 4 月 1 日

奈良市告示第299号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年5月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年5月20日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第300号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和8年5月28日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和8年6月11日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年10月2日、同月9日、同月16日、同月21日及び同月30日

奈良市告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により富雄下川自治協議会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月29日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	山本 純也 奈良市富雄北一丁目8番12号	松村 光雄 奈良市富雄北一丁目3番37号

2 変更の年月日

令和8年5月15日

奈良市告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月29日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大森 康史 奈良市西大寺新町一丁目1番13号	上村 友哉 奈良市西大寺新町一丁目4番19-2号

2 変更の年月日

令和8年4月1日

奈良市告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により秋篠三和町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月29日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市秋篠三和町二丁目8番26号	奈良市秋篠三和町一丁目9番14号
代表者の氏名 及び住所	井村 哲子 奈良市秋篠三和町二丁目8番26号	前田 朋哉 奈良市秋篠三和町一丁目9番14号

2 変更の年月日

令和8年4月12日

奈良市告示第304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により神殿栄町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月29日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所 の所在地	奈良市神殿町162番地の6	奈良市神殿町261番地の17
代表者の氏 名及び住所	大谷 修 奈良市神殿町162番地の6	勝村 眞治 奈良市神殿町261番地の17

2 変更の年月日

令和8年4月5日

奈良市告示第 305 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 29 日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市押熊町 180 番地
申請者氏名	株式会社 ソニック 代表取締役 小林 訓子
道路の位置	奈良市押熊町 1363 番 1、1365 番、1366 番及び 1367 番の各一部
道路の幅員	最大 6.01m 最小 6.00m
道路の延長	45.52m
指定年月日	令和 8 年 5 月 29 日
指定番号	第 R0612 号